

相生市公共施設等
LED 照明化事業提案
評価要領

令和 6 年 9 月
相生市

相生市公共施設等 LED 照明化事業 提案評価要領

相生市公共施設等 LED 照明化事業に係る提案書の評価は、相生市公共施設等 LED 照明化事業に係る相生市公共施設等 LED 照明化事業プロポーザル評価会（以下、「評価会」という。）において、次のとおり行う。

1 提案書の募集から事業者選定に至る過程

- (1) 実施要領等の公告・配布
- (2) 参加表明書及び資格確認書類の受付
- (3) 参加表明者の資格審査結果の通知
- (4) 質問受付
- (5) 質問回答
- (6) 企画提案書の受付
- (7) プレゼンテーション・ヒアリング
- (8) 結果通知

2 提案書の評価

評価会は、業務実績、業務実施体制、企画提案内容等を評価基準に基づき総合的に評価する。

(1) 評価の方法

- ア 参加者からの提案書類をもとに、提案の内容及び実行能力等を後述の照明設備 LED 化に係る提案評価項目に従い評価する。評価の過程において、プレゼンテーション・ヒアリングを実施する。
- イ 各評価項目について、評価内容に記載の観点から評価し採点する。
- ウ 評価点数は各評価者の評価合計点とする。
- エ 各評価者の持ち点の合計を満点とし、その 6 割を最低基準点として、評価合計点が最も高い提案を行った事業者を最優秀提案者とする。
- オ 最低基準点以上の点数を得た者がいなかった場合は、最優秀提案者の選定は行わない。
- カ 評価合計点が同点の場合は、見積書の金額が低い者を最優秀提案者とする。
- キ 受託候補者は評価会の結果を踏まえ、市が決定する。
- ク 記載がない項目は 0 点とする。
- ケ 見積金額が提案上限額を超えている場合は失格とする。

(2) 評価基準及び配点

「別紙 1 相生市公共施設等 LED 照明化事業 プロポーザル評価基準表」
のとおり

(3) その他

参加者が1 者だけの場合でも、評価会を実施する。

3 失格の規定

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 期限までに書類が提出されない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (4) 評価会の評価者に対して、直接、間接を問わず故意に接触した場合。
- (5) 募集要項に違反すると認められた場合。